

令和2年7月吉日

お客さま各位

愛知県中央信用組合

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座から適用させていただきます。

本手数料は、未利用の状態となった普通預金口座に対して管理費用をご負担いただくものです。

【1】未利用口座の条件

以下の（１）～（６）全てに該当する普通預金口座を対象と致します。

（１）	令和2年10月1日以降に開設された普通預金口座であること。
（２）	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上お預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座（総合口座を含みます）であること。
（３）	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
（４）	同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・国債等）のお取引がないこと。
（５）	同一支店で、お借入れがないこと。
（６）	普通預金口座の名義人が18歳以上であること。

注意：盗難・紛失などをご利用を停止している口座も対象となります。

【2】未利用口座管理手数料

未利用口座となる条件に該当する普通預金口座をお持ちのお客様は、当組合が定める時期および方法により、当組合所定の手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【3】口座の自動解約について

未利用口座管理手数料の引落しで、口座残高が当組合所定の手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、該当口座を解約させていただきます。

なお、解約口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。